

令和3年1月8日

加盟団体理事長各位
協力団体理事長各位

公益財団法人日本テニス協会
専務理事 福井 烈
総務・財務本部長 高橋 甫

首都圏の1都3県への緊急事態宣言発令を受けて

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、1月7日づけで内閣府より埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を実施区域として、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われました。

今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策が採られるものとなっており、飲食店の営業時間短縮、夜間の外出自粛、テレワークの推進が主なポイントとなっており、イベントなどの開催については、特別な対応が必要と示されています。開催にあたっては規模などの要件に沿った開催が要請されています。内閣府より発信されています「緊急事態宣言に伴う催し物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に示される、開催制限の目安を遵守することが必要です。あわせて各自治体より発信される、同種の情報についても対応することが求められます。

日本テニス協会としては、全国的には11月11日発信の通り引き続き依然として「Phase5」にあると捉え、大会再開にむけたステップ⑤を維持することとします。今後国内外の感染者状況を注視しつつPhaseの引き下げを含めた見直しをはかっていきます。

各地域においては、その地域での感染状況に合わせた対応が必要です。具体的な地域や都道府県での対応はJTAにご連絡いただければ情報共有いたします。

JTA 公式テニストーナメント再開ガイドライン（11月11日改訂） <https://bit.ly/3blM0gm>

JTA コロナウイルス感染症対策情報 HP <https://bit.ly/3nrXgtS>

内閣府新型コロナウイルス感染症対策 HP <https://corona.go.jp/>

自治体名	ご相談先電話番号	新型コロナウイルス関連情報のWEBサイト
埼玉県	0570-783-770	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/covid19_sougousite.html
千葉県	03-6747-8414	https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-chiba.html
東京都	0570-550571	https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/
神奈川県	045-285-0536	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukanshi_200114.html